

岩手県監査委員告示第37号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第53号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年8月5日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 公益財団法人岩手県国際交流協会

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年9月3日

イ 本監査実施日 平成27年11月4日

（3） 監査結果の公表の日 平成27年12月15日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
現金の管理に当たり、現金残高と貸借対照表の現金が一致していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	現金残高と貸借対照表の現金が一致していないものについては、平成27年4月1日付で現金出納帳の小口現金残高を修正し、平成28年6月29日に開催した定時評議員会で経緯等を報告した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年9月10日

イ 本監査実施日 平成27年11月4日

（3） 監査結果の公表の日 平成27年12月15日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ふれあいランド岩手の指定管理業務に係る利用料の徴収事務に当たり、領収不明金を発生させ、長期間にわたり過誤徴収金の現金を保管しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	領収不明金については、ふれあいランド岩手管理運営受託事業資金の雑収入として受け入れる処理を行った。 今後は、利用料金及びつり銭の授受の際の確認を徹底する等により領収不明金の発生防止に努めるとともに、領収不明金が発生した場合は会計処理を速やかに行うことにより再発防止に努めることとした。